平成 27 年度「子ども・子育て支援新制度」に係る幼稚園、保育所等の授業料、保育料の目安について

「子ども・子育て支援新制度」においては、現在の公立、私立幼稚園授業料（※注）や保育所（公私）の保育料等（以下「利用者負担額」）について、国が定める水準を上限として各市町村が定めることとなっております。

※注　私立幼稚園については、新制度移行を選択できるため、今般の利用者負担額が適用されるのは新制度に移行した幼稚園のみです。

平成 27 年度の幼稚園、保育所、認定こども園の申し込みは 10 月から行われており、この間、幼稚園、保育所、認定こども園の選択を考えている皆様にはご不便をおかけしておりましたが、このたび、それぞれの負担金額について検討した結果、次のとおり設定する案がまとまりましたことから、お知らせいたします。（可能な限り、現行の水準に近い形となっております。）

なお、新制度においては、公立幼稚園、公立保育所は条例で上限額を定めるなど、新制度に移行する施設はすべて諸手続きを経て 12 月中に決定がなされる予定となっておりますので、今回お示しする金額は現時点で確定額ではありませんが、この金額で諸手続きを進める予定としております。

◇◆◇◆◇　現在の料金と新制度における利用者負担額（案）との比較　◇◆◇◆◇

現在

【公立幼稚園（１号認定）の場合】

入園料　2,000 円
授業料　5,600 円（月額）
※　入園後に右記の２階層について減免措置

新制度

世帯の階層区分	利用者負担額（月額）
生活保護	0円
市民税非課税（所得割非課税含む）	2,000円
上記以外	5,600円

【私立幼稚園及び認定こども園（１号認定）の場合】

入園料　各園独自に設定
10,000 円～40,000 円
授業料　各園独自に設定
12,000 円～23,500 円（月額）
※　入園後に右記の４階層について減免措置

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）
生活保護		0円
市民税	市民税非課税（所得割非課税含む）	2,000円
	所得割課税額 77,100円以下	9,000円
	211,200円以下	13,400円
	上記以外	18,600円

※　利用者負担額以外に、園によって諸経費やバス代などが必要になる場合があります。

【保育所及び認定こども園（２号及び３号認定）の場合】

世帯の階層区分		保育料（月額）		
		３歳未満児	３歳児	４歳児以上
生活保護		0円	0円	0円
市民税	非課税	7,400円	5,800円	5,800円
市民税	均等割のみ課税	17,000円	14,000円	14,000円
市民税	所得割課税	19,000円	16,000円	16,000円
所得税額	12,000円未満	23,800円	20,600円	20,600円
所得税額	12,000円以上 21,000円未満	26,000円	23,000円	23,000円
所得税額	21,000円以上 29,000円未満	27,000円	24,000円	24,000円
所得税額	29,000円以上 60,000円未満	29,500円	26,500円	26,500円
所得税額	60,000円以上 67,000円未満	36,700円	33,800円	30,700円
所得税額	67,000円以上 98,000円未満	40,000円	35,600円	30,700円
所得税額	98,000円以上 173,000円未満	44,500円	35,600円	30,700円
所得税額	173,000円以上 185,000円未満	54,200円	35,600円	30,700円
所得税額	185,000円以上 580,000円未満	58,300円	35,600円	30,700円
所得税額	580,000円以上	59,600円	35,600円	30,700円

世帯の階層区分		利用者負担額（月額）		
		３号認定	２号認定	
		３歳未満児	３歳児	４歳児以上
生活保護		0円	0円	0円
市民税	非課税	7,400円	5,800円	5,800円
市民税	均等割のみ課税	17,000円	14,000円	14,000円
市民税	所得割課税額 48,600円未満	19,000円	16,000円	16,000円
市民税	48,600円以上 65,000円未満	23,800円	20,600円	20,600円
市民税	65,000円以上 75,000円未満	26,000円	23,000円	23,000円
市民税	75,000円以上 85,000円未満	27,000円	24,000円	24,000円
市民税	85,000円以上 122,000円未満	29,500円	26,500円	26,500円
市民税	122,000円以上 131,000円未満	36,700円	33,800円	30,700円
市民税	131,000円以上 168,000円未満	40,000円	35,600円	30,700円
市民税	168,000円以上 213,000円未満	44,500円	35,600円	30,700円
市民税	213,000円以上 220,000円未満	54,200円	35,600円	30,700円
市民税	220,000円以上 353,000円未満	58,300円	35,600円	30,700円
市民税	353,000円以上	59,600円	35,600円	30,700円

※１　階層区分の税額が所得税から市民税に変わります。
　なお、市民税算定の適用時期については、確定ではありませんが、27 年度の場合、４～８月分は 26 年度市民税額（25 年収入）、９～３月分は 27 年度市民税額（26 年収入）となる予定です。

※２　利用者負担額以外に、園（所）によって諸経費やバス代などが必要になる場合があります。

【各担当窓口】

- 公立幼稚園 ―――― 教育委員会事務局 学校教育課　TEL　22-1123
- 私立幼稚園 ―――― 教育委員会事務局 学校支援課　TEL　22-7506
- 保育所、認定こども園 ―― 各地区保健福祉センター
  - 平　TEL　22-7457
  - 小名浜　TEL　54-2111（内 5175）
  - 勿来・田人　TEL　63-2111（内 5375）
  - 常磐・遠野　TEL　43-2111（内 5575）
  - 内郷・好間・三和　TEL　27-8691
  - 四倉・久之浜　TEL　32-2114
  - 小川・川前　TEL　83-1329
- 新制度全般 ―――― 子ども・子育て支援新制度準備ＰＴ　TEL　22-7483